

秋田県東京アンテナショップ運営事業者募集要領

秋田県東京アンテナショップ「あきた美彩館」（以下「あきた美彩館」という。）の管理運営を委託する民間事業者（以下「運営事業者」という。）を募集します。

1 あきた美彩館の基本的な運営方針

- 本県の「食」「物産」「観光」を一体的に売り込むことで、県産品の認知度向上を図るとともに、ブランド化を推進する拠点としての役割を担います。
- 首都圏における「秋田への入口」として、「いつでも秋田を味わえる」「体験できる」店舗運営に取り組むとともに、ECサイトの充実など、顧客ニーズに即した販売形態の多様化を図ります。
- 商品の販売や料理の提供を通じた首都圏マーケット情報の収集と県内事業者への情報のフィードバックに努め、県内事業者の「売れる商品づくり」を推進します。
- イベント内容の充実やインターネットの活用などにより、若い世代や親子連れなど客層の拡大を図りながら、多彩な客層に対応した誘客に努めます。

2 あきた美彩館の概要

(1) 所在地 東京都港区高輪四丁目10番8号
京急第7ビル「ウイング高輪WEST-Ⅲ」1階
(別添「京急第7ビル周辺図」参照)

(2) 店舗の規模 97.79坪(323.26㎡)

(3) 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造

(4) 店舗概要(別添「レイアウト図」参照)

① 物販スペース(28坪 うちバックヤード3坪)

② 多目的スペース(5坪)

市町村、農商工団体等の各種団体、県内事業者、首都圏在住の県出身の方々などに次の目的で御利用いただけます。

- ・観光や物産に関するPRを目的とした会議や打ち合わせ、イベント
- ・秋田県への移住・定住促進を目的としたイベント
- ・県人会の打ち合わせや首都圏の事業者の方々との商談など

③ 飲食スペース(64.79坪(通路等共通スペース含む。)76席)

(5) 物件所有者等

京浜急行電鉄株式会社(管理者:株式会社京急百貨店)

〔周辺の環境〕

- ・JR品川駅と京急線品川駅から徒歩約3分の場所にあります。
- ・多くの企業・ホテルが集積する商業地、水族館・映画館等の娯楽施設のほか、近傍には高輪・御殿山等の高級住宅街があります。
- ・品川駅周辺は再開発計画が進行中です。

〔売上実績(税抜)及び利用者(レジ客数)〕

○ 物販部門					
令和４年度	売上実績	１８２百万円	利用者	７４千人	
令和５年度	同上	１８５百万円	同上	７７千人	
令和６年度	同上	１９５百万円	同上	８０千人	
○ 飲食部門					
令和４年度	売上実績	１１６百万円	利用者	４６千人	
令和５年度	同上	１３４百万円	同上	４８千人	
令和６年度	同上	１４１百万円	同上	４９千人	

3 運営事業者へ委託する管理運営業務

(1) 委託概要

- ① 店舗の物販部門と飲食部門の一体的な管理運営業務
- ② 委託期間 令和８年４月１日から令和１１年３月３１日まで
- ③ 委託料 委託者に一定の収益が発生するので委託料は無償となります。

(2) 管理運営業務に関する基本的な遵守事項

- ① 営業時間 物販部門、飲食部門とも午前１１時から午後１１時まで
- ② 休業日 １月１日
- ③ 営業開始 令和８年４月中には営業を開始すること。
- ④ (株)京急百貨店が定めるウィング高輪の営業管理規則等を遵守すること。
- ⑤ 安全・安心な商品及び飲食を提供するため、衛生管理態勢の徹底と食品衛生関係法令の遵守を行うこと。
- ⑥ 適正な人員配置と従業員教育を行うこと。
 - ア 本社に店舗の管理運営を統括する部署を設置し、担当者を配置すること。
 - イ 店舗全体の管理運営や県との調整等を行う総括責任者と補佐する副責任者を常勤配置すること。
 - ウ 委託業務を適切に行うために必要な人員を配置すること。
 - エ 酒類販売責任者及び食品衛生責任者並びに防火管理者の資格者を配置すること。
 - オ 県産品、秋田の食文化や提供料理、観光情報、マーケティング情報の収集・分析等の知識習得を図るための計画的な従業員教育を実施すること。
- ⑦ 勤務時間・賃金等に関する労働関係法令を遵守すること。
- ⑧ 店舗運営マニュアル及び衛生管理マニュアルを策定し、各マニュアル及び企画提案書に基づき店舗を運営すること。
- ⑨ 県に対して年次事業計画書及び収支予算書、事業報告書（年次、月次（収支書を含む。）、毎日の売上及び運営事業者の年次決算書（店舗、本社）を提出すること。
- ⑩ 県、株式会社京急百貨店からの改善要求に対して速やかに対応すること。

(3) 管理運営業務に関する具体的事項

- ① SNSなどの積極的な活用や店内掲示等による本県への誘客につなげるための「食」「物産」「観光」の情報発信を行うこと。

- ② 県内事業者による新商品等のテスト販売の充実を図り、事業者へのきめ細かいフィードバックによるマーケット情報の発信を行うこと。
- ③ 消費者ニーズを反映した店舗づくりを促進すること。
- ④ 取扱商品の充実を図り、幅広い世代の利用を促進すること。
- ⑤ 本県への来訪につなげることを意識したメニューづくりに努め、秋田ならではの料理や旬の県産食材を主体とした料理を提供すること。
- ⑥ 若い世代や親子連れをターゲットにした、イベントの企画や飲食メニューの充実を図ること。
- ⑦ 県内事業者や団体等の商談やイベントなど、多目的スペースの柔軟な運営を図ること。
- ⑧ ECサイト充実など、利用客のニーズに即した販売形態の多様化を図ること。
- ⑨ 店舗前広場の定期活用や農商工団体、県内事業者等の利用による有効活用を図ること。
- ⑩ 市町村等と連携したイベントを積極的に行うこと。
- ⑪ 外国人観光客をターゲットにしたサービスや店内対応の充実を図ること。
- ⑫ 京急百貨店内の企業に対して、企業優待に関する情報提供等を行い利用促進を図ること。

4 運営事業者が負担する費用等

(1) 県に対して納入等が必要な費用

次の①、②については、業務委託契約書に定める期限及び方法等により支払うこととなります。また、③については、同契約締結にあたり、県に預託することとなります。

① 負担金

- ・ 飲食部門と多目的スペースに係る負担金

月 額 1, 343, 457円（消費税込）

※ 多目的スペースを活用した物販の売上高は、物販部門の売上高とともに、次の②に掲げる広報費等として処理します。

② 広報費等

- ・ 物販部門の売上高及び多目的スペースにおける物販の売上高（毎月末に確定した売上高）の5%

【対象となる売上高】

店舗での物販部門の売上高及び多目的スペースにおける物販の売上高（テスト販売の手数料を含む。）並びにウィング高輪内での運営事業者による物販イベントの売上高等

③ 保証金

- ・ 3, 422, 650円（月額賃料（消費税抜）の1か月分。無利息）

(2) 株式会社京急百貨店に対して納入が必要な費用等

別添「個別経費負担一覧表」参照

(3) 店舗設備等

- ① 県が設置した設備（床、壁、天井、照明器具、商品陳列棚、物販スペースの冷蔵庫及び冷凍庫、店舗内の液晶モニター等）や配管（給水、給湯、ガス、排水等）等は、運営事業者が無償で使用できます。
 - ② 上記①以外の基本厨房設備（冷蔵庫、ガスレンジ、流し台等）及び営業に要する基本什器、備品、器具等（テーブル、イス等）は、運営事業者の負担により整備することとなります。
 - ③ ②の設備等については、現在の運営事業者が別添「設備等の一覧表」に記載されている基本厨房設備及び基本什器、備品、器具等を整備しており、退去する際に撤去し原状回復する義務を負いますが、当該設備の全部又は一部を使用するため、譲渡を希望する場合は、現在の運営事業者と協議のうえ、決定することとなります。
 - ④ 運営事業者の都合による設備導入・改修等は、運営事業者の負担とし、事前に県及び株式会社京急百貨店と協議していただきます。
- (4) 店舗設備等の保守、修繕等
- ① 契約締結後に発生する保守、修繕等については、原則として運営事業者が負担し、耐用年数を超えるなど相当の理由が認められる場合にあっては、県と運営事業者が協議をして負担割合を決定します。
 - ② 店舗の管理運営に要する電球等の消耗品については、運営事業者の負担とします。

5 応募者に必要な資格

応募者は、次の全ての資格を満たしていることが必要です。

- (1) 法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
 - ※ 2つの団体による共同事業体を構成して応募することができます。その場合は、必ず代表となる団体を決定してください。
なお、共同事業体の構成団体は、重複して応募することはできません。
 - ※ 構成団体の全てが応募者に必要な資格を満たす必要があります。
 - ※ 代表となる団体は、業務委託契約書に基づき、県、株式会社京急百貨店等との協議・調整等を行うこととなります。ただし、契約書に関する責任は、共同事業体の構成団体全てが負うこととなります。
- (2) 物販業または飲食業のいずれか、もしくは両方を営んでいること。
- (3) 県内に本社及び店舗を有し、営業していること。
- (4) 応募者が店舗全体を直営すること。
- (5) 次の事項のいずれにも該当しない団体（その代表者を含む。）
 - ① 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していない団体
 - ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する団体
 - ③ 秋田県から入札参加資格制限、指名停止または指名差し控えの措置を受けて

いる団体

- ④ 会社更生法（平成14年法律第154条）に基づく更生手続き開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申立て（これらの手続き開始の決定を受けた団体を除く。）または破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされている団体
- ⑤ 秋田県税、法人税または消費税及び地方消費税を滞納している団体
- ⑥ 役員のうちに秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団員または同条第1号に規定する暴力団と密接な関係を有する者を含む団体

なお、団体単独による応募で、物販または飲食等の業務提携先を設定する場合は、業務提携先においても、上記⑤に該当する必要があります。

6 応募の手続き

（1）提出書類

- ① 申請書（様式1-1、1-2）
- ② 申請書に添付する書類
 - ア 定款または寄附行為及び登記事項証明書
 - イ 応募の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表またはこれらに準ずる書類
 - ウ 応募の日の属する事業年度の事業活動の概要及び収支予算関係書類
 - エ 役員名簿及び役員の履歴を記載した書類
 - オ 物販店舗、飲食店舗の業務実績を記載した書類
 - カ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書（応募の日前1か月以内に交付されたもの）
 - キ 共同事業体による応募の場合は、代表者の名称・権限、構成員の責任等の必要事項を定めた協定書
 - ク 「上記5 応募者に必要な資格 ⑤」に係る誓約書（様式2）
 - ケ 企画提案書

次の全ての項目について、実施を前提とする企画を提案してください。

- 店舗の管理運営の基本的な考え方
 - ・ 応募の動機及びアンテナショップを運営していくことの抱負
 - ・ 人員配置（採用計画を含む。）、コンプライアンス、従業員の研修、従業員が働きやすい職場環境等、労務管理に関する考え方
 - ・ 食品衛生関係法令の遵守等、衛生管理に関する考え方
 - ・ 店舗に係る組織及び運営に関する事項を記載した書類（組織図や業務執行体制等がわかるもの。）
- 委託期間に係る各年度ごとのあきた美彩館の事業計画書及び収支予算書（店舗の売上等の数値目標を含む。）
- アンテナショップ機能を発揮するための次の事項ごとの取組内容

- ・ＳＮＳなどの積極的な活用や店内掲示等による「食」「物産」「観光」の情報発信
- ・県内事業者による新商品等に係るテスト販売の充実と事業者へのきめ細かなフィードバックによるマーケット情報の発信
- ・消費者ニーズを反映した店舗づくりの促進
- ・取扱商品の充実による、幅広い世代の利用促進
- ・本県への来訪につなげることを意識したメニューづくり、秋田ならではの料理や旬の県産食材を主体とした料理の提供
- ・若い世代や親子をターゲットにした、イベントの企画や飲食メニューの充実
- ・県内事業者や団体等の商談やイベントなど、多目的スペースの幅広い活用
- ・ＥＣサイトの充実など、利用客ニーズに即した販売形態の多様化
- ・店舗前広場の定期活用や農商工団体、県内事業者等による有効活用
- ・市町村等と連携したイベントの推進
- ・外国人観光客をターゲットにしたサービスや店内対応の充実
- ・京急百貨店内の企業に対する優待制度の情報提供等による利用促進

○ 営業開始予定日までの作業スケジュール

※ Ａ４版縦長用紙、横書き、左とじとし、図表等はＡ４版横長用紙またはＡ３版横長用紙も可とします。

(2) 提出場所

秋田県観光文化スポーツ部 食のあきた推進課 調整・食品振興チーム

〒０１０－８５７２ 秋田県秋田市山王３丁目１－１

電 話 ０１８－８６０－２２５８ ＦＡＸ ０１８－８６０－３８７８

(3) 提出期限及び提出方法等

- ・令和７年１２月５日（金）午後５時１５分まで

※ 受付は、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第２９号）第１条第１項に規定する休日を除く午前８時３０分から午後５時１５分までの間となります。

- ・提出方法は、持参または郵送としますが、郵送の場合は、上記提出期限までの必着とします。
- ・提出部数は、正本１部、副本１０部とします。
- ・提出期限後における提出書類の変更及び追加は、認めません。

(4) 提出書類の取扱

- ・秋田県情報公開条例の規定に基づき、提出書類を公開することがあります。
- ・提出書類は、理由の如何にかかわらず返却しません。

(5) 応募費用の負担

応募に際して必要となる経費は、全て応募者の負担とします。

7 募集に係る質問の受付、説明会等

(1) 質問の受付

① 受付期間

令和7年11月4日（火）から令和7年11月28日（金）午後5時15分まで

② 受付方法

質問票（様式3）により、FAXまたは電子メールで、食のあきた推進課まで提出してください。

③ 質問に対する回答

適宜質問者にFAXまたは電子メールで回答するほか、県のホームページ上に質問・回答内容を掲載します。

(2) 説明会

① 秋田県庁での説明会

- ・日 時 令和7年11月10日（月）
午前10時から12時まで
- ・会 場 県庁舎内
- ・参加申込書（様式4-1）の提出期限及び提出方法
令和7年11月7日（金）午前10時まで
FAXまたは電子メール

② 現地での説明会

- ・日 時 令和7年11月14日（金）
午後1時から午後2時まで
- ・会 場 あきた美彩館
- ・参加申込書（様式4-2）の提出期限及び提出方法
令和7年11月11日（火）午前10時まで
FAXまたは電子メール

8 候補者の選定の方法等

(1) 選定の方法

- ① 秋田県東京アンテナショップ運営事業者の候補者選定委員会（以下「委員会」という。）において、次に掲げる審査基準に照らし、最も適当と認める者を運営事業者の候補者として選定します。

〔審査基準及び配点〕

- 1 あきた美彩館を安定的に管理運営する能力を有する者であるとともに、事業計画や収支予算関係書が妥当なものであること（40点）
（審査項目）

- ① 事業者の経営状況は適当か

- ② 労務管理の方法は適当か
- ③ 衛生管理の方法は適当か
- ④ 委託期間に係る各年度ごとのあきた美彩館の事業計画書及び収支予算書（店舗の売上等の数値目標を含む。）の考え方は適当か
- ⑤ 運営体制は適当か
- ⑥ 物販と飲食に関する営業実績が十分で、知識・経験を有するか
- 2 企画提案内容が、アンテナショップとしての機能の発揮が期待されるものであり、独創性、斬新さに優れ、実効性・実現性等が認められるものであること（60点）
- （審査項目）
- ① あきた美彩館運営の基本的な考え方としてどうか
- ② 店舗及び店舗前広場の一体的な活用による県産品の販路拡大及び秋田への観光誘客へ結びつける提案としてどうか
- ③ 物販部門での県産品の選定・展示・販売の考え方としてどうか
- ④ 飲食部門での県産食材を主体にした秋田ならではの料理提供としてどうか
- ⑤ 物販部門及び飲食部門の連携による取組としてどうか
- ⑥ 観光誘客に結びつける観光案内サービスとしてどうか
- ⑦ 県内事業者等が取り組む売れる商品づくりや販路拡大の支援としてどうか
- ⑧ 多目的スペースを活用した取組としてどうか
- ⑨ 店舗における秋田らしさの演出としてどうか
- ⑩ 店舗以外での県産品の販売促進としてどうか
- ⑪ あきた美彩館への誘客促進としてどうか
- ⑫ 顧客情報の収集・管理としてどうか
- ⑬ 上記以外の企画の内容に工夫があるか
- ⑭ 作業スケジュールは適当か

- ② 応募者によるプレゼンテーション（1者につき20分程度）を踏まえて、審査を実施します。

※ 応募者が1者の場合にあっては同様に審査を行い、選定の可否を決定することとします。

※ プレゼンテーションの日時については、別途応募者にお知らせします。

- ③ 選定結果

選定結果については、後日応募者に通知するとともに、県のホームページで公表します。

（2）候補者との協議等

- ① 選定した候補者と業務委託契約に必要な協議を行います。
- ② 上記①により合意に至った場合は、業務委託契約締結の手続きを行います。
- ③ 候補者と契約締結に至らなかった場合は、審査基準を満たした者の中から、

候補者に次いで評価の高かった者を改めて候補者とし、業務委託契約に必要な協議を行うこととします。

(3) 選定できなかった場合の措置

審査の結果、基準を満たす提案が無かった場合または応募が無かった場合は、再公募することとします。

9 その他の事項

(1) 管理運営業務の引き継ぎ

新しく選定された運営事業者は、現在委託されている運営事業者から業務を引き継ぐにあたり、双方で協議・調整を行ってください。

(2) 店舗の管理責任

- ① 店舗の保守管理、安全点検、衛生管理は、運営事業者の責任とします。
- ② 事故・火災等による店舗の損傷及び被災者に対する責任は、事案ごとに判断することとしますが、運営事業者は被害が最小限となるよう迅速かつ最善の対応をとるとともに、速やかに県及び株式会社京急百貨店に報告してください。
- ③ 運営事業者の責により店舗の修繕が必要となった場合は、運営事業者が責任をもって原状回復し、それ以外については、県、株式会社京急百貨店及び運営事業者が協議することとします。

(3) 業務の継続が困難になった場合の措置

- ① 運営事業者の責により業務の継続が困難となった場合、県は委託契約を取り消すことができることとします。
- ② 不可抗力等による場合または県及び運営事業者双方の責により業務の継続が困難となった場合は、委託業務の継続について双方で協議することとします。

(4) 業務の改善に関する要求

- ① 県は、来館者等からの意見や事業報告書等に基づき、業務内容を改善すべきと判断した場合は、運営事業者に対して改善を求めることができることとします。
- ② 県は、運営事業者が上記①の要求に応じない場合は、委託契約を取り消すことができることとします。

【問い合わせ先】

秋田県観光文化スポーツ部 食のあきた推進課

調整・食品振興チーム 佐藤、三浦

〒010-8572 秋田県秋田市山王3丁目1-1

電 話 018-860-2258

FAX 018-860-3878

電子メール shokusan@pref.akita.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/92195>